

山口県公共施設等マネジメント基本方針



平成27年3月
(令和4年3月改訂)
山 口 県

目 次

I	策定の趣旨等	1
1	趣旨	
2	位置付け	
3	計画期間	
4	対象範囲	
II	本県の現況と将来の見通し	3
1	人口の動向	
2	財政の状況	
(1)	歳入	
(2)	歳出	
(3)	公共施設等の有形固定資産減価償却率	
(4)	人口推移等を踏まえた今後の財政見込み	
3	公共施設等の状況	
(1)	公共建築物	
(2)	都市基盤施設	
(3)	これまでの公共施設等のマネジメントに対する取組状況	
III	公共施設等のマネジメントに関する基本方針	16
1	推進体制等	
(1)	施設情報の一元化	
(2)	全庁的な推進体制の整備	
(3)	個別施設計画	
(4)	ユニバーサルデザイン化	
(5)	環境への配慮	
(6)	フォローアップ	
2	公共建築物のマネジメント	
(1)	総量の適正化	
(2)	不要施設の有効活用	
(3)	民間活力の活用	
(4)	長寿命化の推進	
(5)	耐震化の推進	
3	都市基盤施設のマネジメント	
(1)	長寿命化の推進	
(2)	安心・安全の確保	
(3)	技術力の確保・新技術の活用	
IV	施設類型ごとの基本方針	25

I 策定の趣旨等

1 趣旨

本県では、昭和40年代まで続いた高度経済成長期とその後の約10年の期間を中心に、人口の増加とそれに伴う県民ニーズの変化等に対応して、学校・県営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設を整備してきました。

現在、これらの公共施設等の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの施設が順次修繕・更新時期を迎え、多額の経費が必要になることが見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による県税収入の伸び悩みや、少子高齢化の進行に伴う扶助費等義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、公共施設等の修繕・更新に係る経費をいかに適正な水準に抑えていくのかが喫緊の課題であるといえます。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、社会経済情勢や県民ニーズは各種施設を整備した当時とは大きく変化してきており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要があります。

こうした課題を解決し、今後、健全で持続可能な行財政運営を実現していくためには、個々の公共施設等を単に維持管理するのではなく、施設全体を貴重な経営資源として捉え、効果的・効率的に管理し、活用していくことが必要です。

このため、本県では、計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用を進めることで将来負担の軽減を図り、財政上の健全性を維持するため、公共施設等の総合的な管理を推進していきます。

こうした将来にわたる今後の取組の基本的な方向性を示すため、山口県公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」といいます。）を策定（令和4年3月一部改訂）しました。

2 位置付け

基本方針は、県の最上位計画である「やまぐち維新プラン」に掲げる「持続可能で揺るぎない行財政基盤の確立」の取組の1つとして、公共施設等における今後の基本的な取組の方向性を示すとともに、国の「インフラ長寿命化基本計画」において各地方公共団体が策定することとされている「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置付けるものです。

なお、基本方針は、今後の社会情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

3 計画期間

基本方針の計画期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日までの30年間とします。

4 対象範囲

本県の所有する財産のうち、全ての公共建築物及び都市基盤施設（以下「公共施設等」といいます。）を対象とします。

図 I-1 基本方針の対象範囲

